

令和 年 月 日

大阪市住宅供給公社 理事長 宛

登録届出事業者

代表者名

印

### 暴力団排除に関する誓約書

私は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪市暴力団排除条例に基づき、大阪市営住宅における買物支援に係る事業により暴力団を利することとならないように暴力団員及び暴力団密接関係者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1. 大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者として、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2. 公社から大阪市暴力団排除条例施行規則第3条第1項各号に掲げる者の該当の有無を確認するため役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
3. 公社から大阪市及び大阪府警察本部に本誓約書及び上記の役員名簿等が提供されることに同意します。
4. 本誓約書の1に該当する事業者であると公社及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪市の調査により判明した場合は、大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者の登録を取消すとともに、市営住宅の移動スーパー車両駐車場の利用を取消されることに異議はありません。

## ○大阪市暴力団排除条例(抜粋)

(目 的)

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより本市の事務若しくは事業、本市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

## ○ 大阪市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者